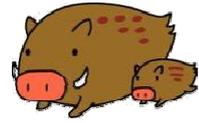


鳥獣被害対策事業の募集について（お知らせ）



●目的は？

市内の農業者に対して、鳥獣（イノシシ等）による農作物への被害防止のための電気柵等設置に要する資材購入費を補助し、農業者の負担経費の軽減ならびに生産意欲の増進を図ることを目的としています。（設置にかかる費用や人件費等は対象になりません。）

●どのような人が対象になるの？

補助の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。なお、過去5年以内に本事業を利用した方は、申請できません。

- (1) 市内に住所を有し、農業を営む個人又は任意団体等であること。
- (2) 本市の市税の滞納がないこと。
- (3) いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は社会的非難関係者でないこと。

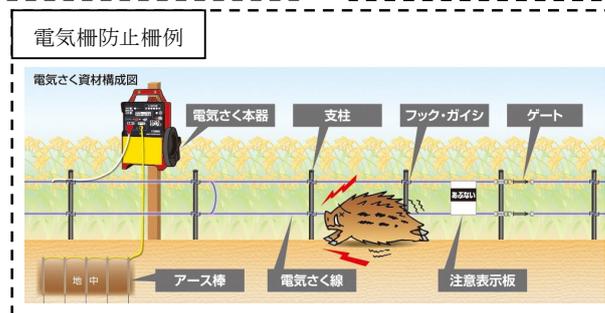
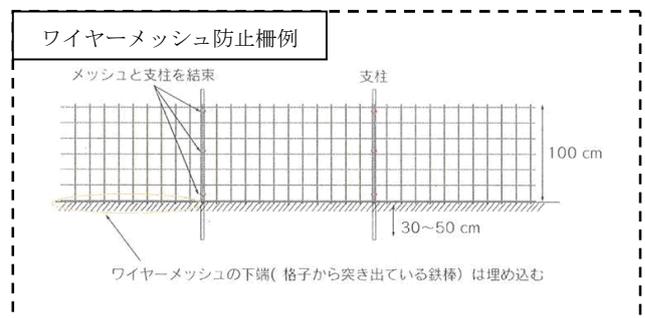
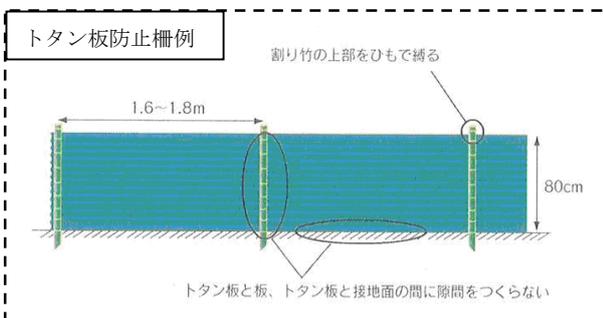
また、補助の対象は、現に農作物が鳥獣被害を受けている、並びに過去に被害などがあり又今後も被害の恐れがあると認められる農用地となります。

●対象になる経費は？

補助金の交付対象は、次の鳥獣被害防止資材購入に要する経費となります。導入する資材は新品に限り、工事雑費は補助の対象外となります。（設置費用や人件費は対象となりません。）

- (1) 電気柵
- (2) 網、トタン及びワイヤーメッシュ（杭等を含む）
- (3) 防鳥ネット
- (4) そのほか防護に必要な資材

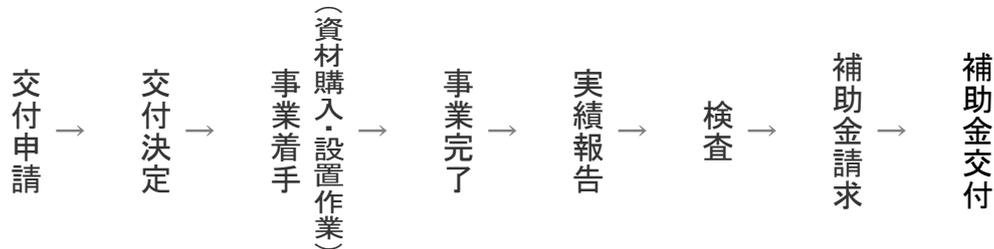
なお、事業費は5万円以上であることが条件となります。他の補助として既に採択されている資材についても補助の対象とはなりません。



●補助金の額と限度額は？

補助金の額は、資材購入費の2分の1以内、補助限度額は10万円までとなります。

●補助金交付までの流れは次のとおりです。



●補助金交付の要望をするには？

事業を申請する方は、次に掲げる書類を提出してください。申請書類は、いわき市役所農業振興課に用意しております。

また、市ホームページ等から書類(①～⑤)の様式データをダウンロードできます。

【提出書類】

- ① 補助金等交付申請書(第1号様式)
 - ② 鳥獣被害対策事業計画書(提出書類No.1)
 - ③ 農作物作付面積及び農産物販売状況報告書(提出書類No.2)
 - ④ 市税完納証明請求書(第1号様式)
 - ⑤ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(第2号様式)
 - ⑥ 被害対策を実施しようとする箇所を確認できる書類(図面・地図等、水田、畑の位置が正確に分かるもの)
 - ⑦ 補助対象経費を確認できる書類(導入する資材のパンフレット、見積書等)の写し
 - ⑧ 被害の状況を確認できる写真(現在、また過去の被害の写真等があれば添付)
 - ⑨ ※通帳の写し(銀行・支店名、口座番号、フリガナが明確なもの)
 - ⑩ ※口座振替依頼書
- ※ ⑨・⑩は、過去に市へ口座の登録を済ませた方は、提出不要です。

●提出先

〒970-8686
福島県いわき市平字梅本21番地
いわき市役所 農業振興課 鳥獣被害対策事業担当 宛
TEL(22)7479 FAX(22)7589

●募集期間

令和7年4月1日(火)～

Q&A

Q 1. 交付決定は早いもの勝ちですか？

A 1. いいえ。

募集期間に要望があった事業について、事業の規模、緊急性等を総合的に判断し、より効果が高いと判断したのから事業を決定していきます。

Q 2. 1戸からでも要望できるのですか？

A 2. はい。

対策を行う戸数は事業の要件としておりませんので、1戸からでも可能です。

ただし、事業を審査する際に複数農家で共同で事業に取り組む方が、1戸で取り組む場合よりもより高く評価されることとなります。また、複数で要望する際には、可能な限り組織化を図るようご協力願います。

Q 3. 昨年、自分で設置済みの柵に対して補助してもらえますか？

A 3. できません。

補助を受けようとする場合は、必ず交付決定通知を受けてから購入設置してください。(既に購入済みの資材は補助対象になりません)

Q 4. 事業申請したけど、導入する前に補助金はもらえないのですか？

A 4. 補助金交付申請後、交付決定、資材の導入、設置の後報告をしてもらい、補助金の振込みという流れになります。

Q 5. 設置は誰がするのですか？

A 5. 申請者が行ってください。

また、設置に関する費用は補助対象ではありません。

Q 6. どの店で買ってもいいの？

A 6. どこで購入されても構いません。

ただし、申請時に見積りを取った業者から購入してください。

Q 7. 設置規模に制限はありますか？

A 7. 事業規模として資材価格5万円以上の被害対策を実施する方を対象としております。

Q 8. 柵や網以外のものでもいいの？

A 8. トタンや電気柵、網による侵入防止資材を基本としておりますが、鳥獣による農作物被害の防止に有効であると認められるものであれば、補助の対象になります。

Q 9. くくり罠や鉄砲は補助されますか？

A 9. いいえ。

狩猟免許など特別な許可が必要なものや周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがあるものは、補助対象としておりません。

Q 10. 鳥獣による被害防止についても相談窓口を教えてください。

A 10. 下記の機関にて専門的な立場から鳥獣被害対策を検討し、農家への助言・相談を実施しております。

■ 福島県農業総合センター

TEL 024-958-1700

Q 11. 今後のスケジュールを教えてください。

A 11. 4月以降に補助金交付申請受付後、採択・不採択（補助金交付決定）の通知をします。採択された場合、決定日以降に資材を購入して頂き、設置後速やかに必要書類を提出して頂きます。